

地方自治体のボーダーライン層への配慮（結果として生活保護への落層防止になると考えられる実施策）と地域経済振興策の例示

地方財政審議会委員 木村陽子

1. 地方自治体のボーダーライン層への配慮（結果として落層防止になると考えられる実施策

—住宅の提供、家賃補助、各種料金などの軽減・減免、資金貸し付け、技能習得、保育所優先入所、就労斡旋、経済的支援など

○ 住宅政策

・ 公営住宅の整備と公営住宅への身体障害を持つ人、母子、低所得者等への入居の優遇

・ 低所得者への家賃の減免

・ 低所得高齢者向け優良賃貸住宅の確保と家賃補助

○ 母子世帯にたいするもの

・ 母子・父子世帯への医療費助成

・ 母子世帯への保育所優先入所

・ 母子世帯への就労斡旋

・ 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付

・ 母子福祉対策資金の貸付

・ 就学援助制度（学用品費・給食費・就学旅行費の費用の一部補填）

パソコン技能者養成講習会

○ その他

・ 低所得世帯への特別奨学金

・ 低所得者の臨時的出資に対する「応急援護資金」の貸付

・ 貸付制度—生活福祉資金(離職者支援資金)貸付制度、生活福祉資金（長期生活支援金）貸付制度、高額療養費貸付制度

・ 各種減免—市立高等学校授業料減免(例 仙台市)、水道・下水道料の軽減、保育所保育料の軽減、市税、各種施設利用料の減免、

## 国民健康保険量の減額

- ・ 交通割引証
- ・ 緊急地域雇用創出特別基金事業(例名古屋市、公共部門における臨時的な雇用機会の創出)
- ・ 高齢者世帯や障害者世帯に対する福祉除雪(札幌市)
- ・ ホームレス自立支援事業(例、横浜市 平成6年9月事業実施)、
- ・ 例 川崎市 ホームレスの人達に清掃のような仕事を「ワンナイトシェルター愛生寮」においてポイント制による寮内の仕事や外回りの仕事を行う。

## ○参考—経済的支援

- ・ 国の制度—児童扶養手当、児童手当など

## 2. 地域の経済振興のために地方自治体がしていること

—企業誘致、次世代産業の育成、観光業の振興、人材育成、就労支援、資金支援など

### ○ 地場中小企業の競争力強化・経営基盤の充実

- ・ 中小企業への融資制度、経営相談、診断助言事業、新事業開拓の推進、流通業の振興、伝統産業の振興
- ・ 中小企業アドバイザー事業：資金調達、法律相談、専門家派遣、企業ドック診断等
- ・ 中小企業支援センター：経営相談、法律相談、専門家派遣、企業ドック診断等
- ・ 産業振興センター：人材育成、創業支援、産業の高度化支援
- ・ 中小企業への資金支援（例 札幌元気基金）：
- ・ 中小企業共済制度：事業原資の一部貸付
- ・ 建設業等構造不況業種に対する総合支援事業：建設業の体力強化支援
- ・ 産業活性化プラン(例 名古屋市産業活性化プラン)

- 地域コミュニティに密着した経済活動の活性化
  - ・ 商店街の振興（例 福岡市 商店街まちづくり支援事業、商店街空き店舗活用事業）、生活関連産業の振興
- 創業支援の充実
  - ・ 創業支援事業（例 福岡市 地場の企業経営者や専門家など、民間との協働によるビジネスプラン総合相談会や交流事業などを実施）
- 既成産業の発展
  - ・ 観光振興計画（例 京都市「5000万人観光都市の実現」）
  - ・ 既存産業の高度化・多角化（例 広島市あきない知恵出し補助事業）
- 次世代産業の育成
  - ・ 高度研究機能集積地区の形成（例 静岡市 京都市など多数）
  - ・ 産学の連携、産官学の協働（例 大阪市など多数）、
  - ・ ロボットバイオなどの各種産業振興事業（例 北九州市モノづくり産業振興プランおよび事業）
- 雇用創出に向けた取り組み
  - ・ 雇用創出の推進—構造改革特区制度を活用した官民共同による就労支援（札幌市就業サポートセンター）、（例 神戸市雇用対策本部の設置 2万人の雇用創出が目標）
  - ・ 企業立地の推進—（札幌市 雇用創出型ニュービジネス立地促進事業：コールセンター等の誘致、人材育成）、（例 神戸市「企業のニーズに迅速にこたえられるように、ワンストップサービス窓口「神戸エンタープライズプロモーションビューローの設置」）
- 国際ビジネスの推進
  - ・ 地域企業の国際競争力の強化
  - ・ 国際ビジネス拠点機能の強化と対内投資の推進
  - ・ 見本市・コンベンション機能の強化

資料3-4

諸外国の公的扶助制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
国家形態	単一国家（国、県、市町村）	連邦国家（州は国）	単一国家（国、カウンティ、ディストリクト）2層、または3層	連邦国家（州は国）	単一国家（国、州、県、コミューン）	単一国家（国、県、コミューン）
制度名称	生活保護制度	対困窮家庭一時扶助制度（TANF）、補足的給付制度（SSI）（低所得の障害者、高齢者など対象）、低所得者対象医療扶助（メディケイド）	所得補助	社会扶助	社会扶助	社会扶助
対象者	生活に困窮する者（年齢による制限なし）	対困窮家庭一時扶助制度（TANF：扶養を必要とする子供を抱える母子世帯が対象）、補足的給付制度（SSI最低限の生活を維持しえない障害者、高齢者が対象）、低所得のための医療扶助（メディケイド）	高年齢の低所得者層を所得補助制度から分離。 フルタイム就労以外の低所得者（病気・障害で労働不能、児童養育義務者・介護者、学生）（16歳～59歳）。なお、60歳以上については、年金クレジットを支給。	必要に応じた基礎保障—65歳以上の低所得の者には社会扶助水準の生活資金を保障 必要不可欠の生計費を自らの力及び手段によって十分に調達できない者。	法律が定める受給者の範囲に該当すること、大幅に生活資料を欠くこと、フランス人であること、高齢者、障害を持つ者、児童、社会復帰	65歳以上高齢者には最低保証年金を支給 他制度で最低所得保障が整備されているため、社会扶助は臨時的制度 臨時的応急的制度で平均受給期間は3ヶ月
給付内容	生活費・住宅費を現金給付。医療扶助	補足的給付（SSI）は生活費、住宅費を現金給付。TANFは、生活費に住宅手当を付加的に現金給付。医療扶助（メディケイド）は現物給付。	生活費を現金給付。所得補助受給者、年金クレジット受給者には、所得補助等と同じく「無拠出所得比例給付」に属する「住宅給付」を支給。医療は国民保健サービス（国庫負担）で原則無料。	生活費・住宅費を現金給付。ほかに医療扶助、介護扶助がある。医療も介護も社会保険方式で運営される。現役時代の医療保険に退職後も加入。	児童扶助、医療扶助、高齢者扶助、障害者扶助、住宅および宿泊に関する扶助（家賃手当）などがある。医療は社会保険方式。他に社会住宅手当（国と企業が負担）、家族住宅手当（家族手当金庫が負担）。	生活費、住宅費を現金支給。医療は税を財源として国民保健サービスのかたちで供給され、低所得者には自己負担なし。65歳以上の高齢者（最低保証年金受給者）の住宅給付（全額国庫負担）
基準額の設定主体	国（厚生労働大臣）	SSIは連邦。国（州）は付加的給付が可能。TANFは国（州）。医療扶助（メディケイド）は国（州）	国	連邦政府が定める扶助基準額規則の枠内で国（州）が具体的な扶助基準額を定める。	国が最低基準を設定。	国が最低基準を設定。ほとんどのコミューンは最低基準どおり。
費用の負担割合	国が3/4負担、自治体が1/4負担	連邦政府と国（州）。TANFは連邦政府が国（州）に対し一定額を支給する一括補助金。この上限は過去のAFDC交付額が高かった時期を勘案した額となっている。よって負担割合という概念はない。医療扶助では国（州）にたいする連邦補助金あり。	・所得補助は国が10割負担 ・住宅給付は補助率95%の国庫補助金	・特別扶助は国（州） ・生計扶助はコミューン（住宅需要は連邦政府、国（州）から給付額の40%が償還）。コミューンにとって社会扶助は国（州）からの機関委任事務。	・救護地のない者等は、国 ・それ以外は県（ただし、たとえば社会復帰では費用の増加額を国が保障）	コミューンの一般財源